

令和6年7月29日

介護保険運営協議会等の目的及び役割

同一委員が4会議体の委員を兼務します。

1 日野市介護保険運営協議会

日野市の介護保険事業の円滑な運営及び介護保険サービスの向上を図るため、次に掲げる事項を協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 日野市介護保険事業計画の策定と進捗状況の検証及び評価に関する事項
- (2) 日野市の介護保険事業の推進と高齢者福祉向上のために必要な事項
- (3) その他介護保険事業に関して市長が必要と認める事項

2 日野市地域包括支援センター運営協議会

日野市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公平性・中立性の確保その他その円滑かつ適正な運営を図るため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。
 - ア センターの担当する圏域の設定に関すること。
 - イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
 - ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
 - エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託する居宅介護支援事業所の選定
 - オ その他運営協議会がセンターの公平・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項
- (2) センターの運営に関すること。
 - ア 運営協議会は、毎年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出を受け、定期的又は必要に応じて、事業内容の評価を行うものとする。
 - (ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - (イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - (ウ) その他運営協議会が必要と認める書類
- (3) センター職員の確保に関すること。
- (4) 地域包括ケアに関すること。

3 日野市在宅高齢者療養推進協議会

高齢者が安心して在宅療養を受けられるよう、介護、福祉、医療、保健の各分野のサービス提供主体間における円滑かつ有機的な連携体制の構築を推進するため、次に掲げる事項を協議し、その結果を必要に応じて市長に報告する。

- (1) 在宅療養における介護、福祉、医療、保健の各分野の関係機関及びサービス提供主体間の連携に関すること。
- (2) 在宅療養に関する課題の検討に関すること。
- (3) 在宅療養の推進に係る情報の普及啓発に関すること。
- (4) その他在宅療養の推進に関し、市長が必要と認める事項

4 日野市地域密着型サービス 運営委員会

介護保険法の規定に基づく必要な措置を講じ、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域密着型サービス等事業者及び介護予防支援事業者の指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービス等に従事する従業者の基準に関すること。
- (3) 地域密着型サービス等事業の設備及び運営の基準に関すること。
- (4) 地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービス等に関し必要と認めること。